

2018年度

ウチナーンチュ子弟等留学生

募 集 要 項

OKINAWA ASIAN SCHOLARSHIP PROGRAM  
REQUIREMENTS FY2018

台湾留学生用

For Taiwanese Exchange Students

公益財団法人 沖縄県国際交流・人材育成財団  
OKINAWA INTERNATIONAL EXCHANGE  
&  
HUMAN RESOURCES DEVELOPMENT FOUNDATION

## 目的

この事業は、沖縄県出身移住者子弟及びアジア諸国等から優秀な人物を選抜し、県内の大学や県内企業、伝統芸能修得機関（以下「大学等」という。）で就学・研修させ、沖縄の歴史・文化・習慣の理解や、県内企業での実務経験、県民との交流を深め、将来的に本県と出身国とのネットワークの架け橋になる人材を育成し、もって、本県との国際交流に寄与せしめることを目的とする。

なお、本事業は、沖縄県の委託を受けて(公財)沖縄県国際交流・人材育成財団（以下「財団」という。）が実施する。

## 定義

留学生は、沖縄県出身移住者の子弟を対象とする海外移住者子弟留学生、アジア諸国等の海外出身者を対象とするアジア諸国等海外留学生とする。

なお、「アジア諸国等」とは、沖縄県と相互留学をしている国及び地域（中国福建省、台湾）とする。

## 留学先

県内の受入大学等にて科目等履修生、伝統技術研修生、企業等研修生として修学する。

受入大学：琉球大学、名桜大学、沖縄国際大学、沖縄県立芸術大学、沖縄大学

受入施設：日本語学校、各研修施設

- コース：①科目等履修生コース A 1年  
②科目等履修生コース B 1年(科目等履修生6ヵ月・企業等研修6ヵ月)  
③伝統芸能修得コース 1年

## 留学期間

留学期間は2018年4月2日から2019年3月31日まで12か月以内の期間とする。また、科目等履修生コース B は、上記留学期間内に大学前期修了後、企業研修を行うこととする。

## 奨学金の内容

### 1 奨学金の支給

財団は、留学生に対し留学に必要な経費を下記に定めるところにより支給する。

区分	支給金額	内 容
受入旅費	実 費	留学生の居住国の国際空港と那覇空港間の往復航空運賃（エコノミークラス）と日本国内においての乗り継ぎに要する交通費等 ※往復航空券は財団が手配・指定したものとする。
学 費	実 費	検定料、入学料、授業料等に要する経費
研 修 費	実 費	教材費、研修指導費などに要する経費
生 活 費	月額 70,000 円	月額（寮費等の実費を別途支給） ※寮設備のある大学の場合、大学寮に住むこととする
厚生費	実 費	国民健康保険料・普通傷害保険料・住宅総合保険料に要する経費 *但し 51,000 円を上限とする。
そ の 他	実 費	知事が必要と認める経費

\*受入旅費については、支給方法の変更の可能性有り。

\*パスポート及びビザの取得に係る費用並びに、渡航の際の空港税等は自己負担とする。

\*留学最初の月(4月分)の生活費は、本県到着日から月末までの日額支給とする。

\*留学最後の月(3月分)の生活費は、帰国日までの日額支給とする。

## 2 奨学金の決定の取消

留学期間中以下の場合には奨学金の支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

1. 自己の都合又は責任により休学又は停学若しくは退学する場合
2. 著しい成績不信が認められた場合。
3. 生活の中において、素行不良が認められ改善が見込めない場合。

### 応募の資格条件

以下の各号の資格条件を全て備えている者のみ、応募することができる。

1. 推薦人の推薦する心身ともに健全で地域又は職域にあつて指導的役割を果たし得ると認められる者。  
※ 推薦人は、現在又は直前まで在籍していた教育機関及び勤務先にあつて、応募者を管轄する立場にあるものとする。
2. 出身国の学校教育12年の課程を修了した者又はそれと同等以上の学力を有する者であつて、受入大学で修学を許可される条件を有する者。
3. 2018年4月1日時点で35歳未満である者（伝統技術研修生も35歳未満）
4. 修学・技術研修に必要な日本語を理解できる能力のある者（\*日本語能力試験N4程度又は、受入機関が認める基準を満たす者）。ただし、大学修了後に企業等研修を希望する者は日本語能力試験N2程度を有する者であること。
5. 財団が支給する奨学金を超える必要経費について自己負担する能力のある者。
6. 留学中の身元保証人として、留学に理解と協力の得られる親族などがいる者。  
（沖縄県内に居住している者が望ましい。）
7. 留学期間中、沖縄県民との交流活動に努め、沖縄県ならびに財団が実施する交流事業などに積極的に参加できる者。
8. 帰国後、出身国と沖縄県との交流に寄与できる者。

### 応募方法等

#### 1-① 応募方法（大学希望者）

(1)大学希望者は、以下の出願書類を財団宛に提出すること。

- ① 留学願書（第3号様式）
- ② 履歴書（第4号様式） ※「入学」及び「卒業」年月日がわかるように明記してください。
- ③ 誓約書（第5号様式）
- ④ 身元保証書（第6号様式）

※遠隔地に居住している者に身元保証人を依頼する場合は、身元保証人へPDF等で送信し、身元保証人が記入・押印のうえ、財団まで郵送することも可能です。

- ⑤ 専攻希望書（第7号様式 ①大学用）

※科目等履修生コースBを希望の場合、企業研修希望書(第7号様式 ②企業研修用)も記入すること。

- ⑥ 留学後の進路調査（第8号様式）
- ⑦ 日本語能力を証明する認定書の写し（JLPT、BJT など）※有資格者でない場合は（様式9）を提出してください。
- ⑧ 留学同意書・推薦書（第10号様式）
- ⑨ 健康診断証明書（第11号様式）※日本語で明記してください。
- ⑩ コース選択表（第12号様式）※第二、第三希望まで明記してください。
- ⑪ 旅券(パスポート)の写し ※期限が有効なものを提出してください。
- ⑫ 応募時以前3ヶ月以内に撮影した顔写真(縦4cm×横3cm)8枚
- ⑬ 受入大学が要求する出願書類  
 ※各大学所定の募集要項は例年12～1月に発行されますので、別途送付します。  
 なお、希望大学への出願書類は募集要項が発行され次第、別途依頼します。  
 (各大学の出願書類について、ご参考までに「別添資料 No.2」を確認してください。)
- ⑭ 留学志望動機等に対する作文（400字詰め原稿用紙4枚以上とし、**本人自筆による日本語で書くこと**）

\*必ず規定の様式を使用すること。

\*原則として日本語で記入すること。

#### 1-② 応募方法（伝統技術研修希望者）

(2)伝統技術研修希望者は、以下の出願書類を財団宛に提出すること。

- ① 留学願書（第3号様式）
- ② 履歴書（第4号様式）※「入学」及び「卒業」年月日がわかるように明記してください。
- ③ 誓約書（第5号様式）
- ④ 身元保証書（第6号様式）  
 ※遠隔地に居住している者に身元保証人を依頼する場合は、身元保証人へPDF等で送信し、身元保証人が記入・押印のうえ、財団までご郵送することも可能です。
- ⑤ 専攻希望書（第7号様式 ③技術研修用）
- ⑥ 留学後の進路調査（第8号様式）
- ⑦ 日本語能力を証明する認定書の写し（JLPT、BJT など）※有資格者でない場合は（様式9）を提出してください。
- ⑧ 留学同意書・推薦書（第10号様式）
- ⑨ 健康診断証明書（第11号様式）※日本語で明記してください。
- ⑩ コース選択表（第12号様式）※第二、第三希望まで明記して下さい。
- ⑪ 旅券(パスポート)の写し ※期限が有効なものを提出してください。
- ⑫ 応募時以前3ヶ月以内に撮影した顔写真(縦4cm×横3cm)8枚
- ⑬ 最終出身学校の成績証明書及び卒業証明書(該当者のみ在籍証明書)  
 ※ 出願時に在学中の場合、在籍証明書又はそれに代わるものをご提出ください。
- ⑭ 留学志望動機等に対する作文（400字詰め原稿用紙4枚以上とし、**本人自筆による日本語で書くこと**）

- \*必ず規定の様式を使用すること。
- \*原則として日本語で記入すること。

## 2 提出期限

推薦機関の長は、前記出願書類及び推薦書類を2017年10月2日(日本時間)までに、下記提出先あてに郵送にて必着させること。

## 3 提出先・問い合わせ先

公益財団法人 沖縄県国際交流・人材育成財団 国際交流課 担当者：金城

Mr. Kosuke Kinjo, International Exchange Division

OKINAWA INTERNATIONAL EXCHANGE & HUMAN RESOURCES DEVELOPMENT FOUNDATION

〒901-2221 日本国沖縄県宜野湾市伊佐 4-2-16

4-2-16 Isa Ginowan Okinawa Japan 901-2221

[TEL:81-98-942-9215](tel:81-98-942-9215) [FAX:81-98-942-9220](tel:81-98-942-9220) [E-mail: kokusai2@oihf.or.jp](mailto:kokusai2@oihf.or.jp)

## 4 受入決定

- (1) 理事長は、沖縄県知事と協議の上、出願・推薦書類を審査選考し、適格者の受入大学・研修施設への入学・修学斡旋を行う。
- (2) 理事長は、受入大学などから入学許可の通知を受けたときは、応募者に直接通知する。

### **特記事項**

#### 1 留学生の指導

- (1) 知事は、理事長からの協議に基づき、留学生の行動・生活態度等について適当な助言及び勧告を与えることができる。
- (2) 留学生は、前号の助言及び勧告に従わなければならない。
- (3) 留学生は、県外(日本国内)に旅行するときは、あらかじめ必要書類を添えて理事長に提出し、その承認を得なければならない。

#### 2 留学生の一時帰国

- (1) 留学生は、留学中、自己の都合により一時帰国してはならない。但し、やむを得ない事由により一時帰国しなければならない場合は、あらかじめ必要書類を添えて理事長に提出し、知事の協議を経て、その承認を受けなければならない。
- (2) 前号により一時帰国する場合は出身国での滞在中、留学生に対して生活費を支給しないものとし、既に生活費を支給している場合は、当該日数分を換算して払い戻しさせることができる。

#### 3 留学生の帰国義務

- (1) 留学生は、留学期間中に「ウチナンチュ子弟等留学生留学報告書(第2号様式)」を四半期毎に提出し、留学終了時には「ウチナンチュ子弟等留学生修了報告書(第3号様式)」を理事長に提出

しなければならない。

ただし、4／四半期分の「ウチナンチュ子弟等留学生報告書(第22号様式)」については、「ウチナンチュ子弟等留学生修了報告書(第23号様式)」を代わりとしてよい。

(2)留学生は、留学期間が終了したとき又は留学生の身分を喪失したときは、速やかに帰国しなければならない。

(3)留学生は、帰国後、留学期間中に習得した知識やネットワークを活用し、出身国の発展に貢献するとともに、本県と出身国との友好親善の推進に寄与するよう努めなければならない。